

# かかりつけ医療機関の選定要件(薬局)

「かかりつけ医療機関」として認定を受けるためには、すべての要件を満たす必要があります。

- ① 在宅患者調剤加算の届出を行っていること
- ② 在宅療養に移行する患者及び在宅療養中の患者に必要な医療及び介護、障害福祉サービスが提供されるよう、関係機関に働きかけることができること